

## 浜松市自動車の臨時運行許可に関する事務取扱要領

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定に係る臨時運行許可の事務取扱については、同法及び同法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)並びに本市における自動車の臨時運行許可に関する規則(昭和42年2月28日浜松市規則第1号)の定めによる他は、次のとおりとする。

### 1 許可基準

自動車の臨時運行の許可(以下「許可」という。)は、次に掲げる事項に適合すると認められるものについて、これを行うものとする。

- (1) 提出された自動車臨時運行許可申請書(以下「申請書」という。)に必要事項が漏れなく記載されていること。
- (2) 許可を受けようとする自動車の種別が、検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車でないこと。
- (3) 許可を受けようとする自動車が、登録(検査対象外軽自動車及び2輪の小型自動車にあっては車両番号の指定)を受けていない自動車であって、次の一に該当する場合であること。
  - ア 自動車の新規登録、新規検査を受けるため回送しようとするとき。
  - イ 自動車の試運転を行おうとするとき。
  - ウ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が、販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。
- (4) 許可を受けようとする自動車が、登録又は車両番号の指定を受けている自動車であって、次の一に該当する場合であること。
  - ア 自動車検査証の有効期間の満了した自動車を、継続その他の検査のため回送しようとするとき。
  - イ 自動車検査証の有効期間の満了した自動車を、整備のため回送しようとするとき。
  - ウ 自動車登録番号標(以下「番号標」という。)の番号変更を受けるため回送しようとするとき。
  - エ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第40条、第81条及び貨物自動車運送事業法(平成元年12月19日法律第83号)第33条の処分を受け、領置された番号標の返付を受けるため回送しようとするとき。
  - オ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第20条第2項によって領置された番号標の返付を受けるため回送しようとするとき。
  - カ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が、有効期間の満了した自動車を販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。
  - キ その他特に必要があると認められるとき。

- (5) 運行の目的が、臨時運行許可制度の目的に符合し、かつ、真実性を有すると認められること。
- (6) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められること。
- (7) 運行の期間が、運行の目的及び経路等を勘案し、必要最少日数であると認められること。
- (8) 当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「保険証明書」という。)の呈示があること。この場合、国・都道府県等の申請であっても必要であり、保険期間については有効期間の満了する日までの全部を充足するものであることを確認すること。
- (9) 浜松市手数料条例(平成12年3月24日浜松市条例第44号)の定めるところにより、臨時運行許可申請手数料が納付されたこと。
- (10) 同一車両につき継続して許可申請のあった場合については、前回の有効期間中に運行の目的を達成することができなかつた正当な理由があると認められること。

## 2 申請事項の審査

申請事項の審査は、前条の許可基準によるほか、必要に応じ次によるものとする。

- (1) 申請人について必要があると認められるときは、次に掲げるもののいずれかにより本人であることを確認するとともに許可対象自動車の使用関係を明らかにすること。
  - ア 運転免許証
  - イ 印鑑登録証明書
  - ウ その他本人であることを証することのできるもの。
- (2) 申請自動車について必要があると認められるときは、車台番号の拓本を提出させること。ただし、次に掲げる書類のいずれかにより自動車の同一性が確認される場合には、この限りでない。
  - ア 自動車検査証
  - イ 登録識別情報等通知書又は一時抹消登録証明書
  - ウ 自動車通関証明書等(排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書を含む)
  - エ 自動車検査証返納証明書
  - オ 完成検査終了証及び譲渡証明書(登録情報処理機関に提供された電子情報を出力した書面を含む)
  - カ 自動車製作証明書及び譲渡証明書
  - キ 限定自動車検査証
  - ク 自動車予備検査証
  - ケ 輸出抹消仮登録証明書
  - コ 輸出予定届出証明書

サ 領置証明書

シ 登録事項等証明書

ス その他自動車の同一性を確認できる書面

(3) 保険証明書に車台番号の記載が無く登録番号が記載されているときは、その登録番号の自動車検査証の呈示を求め、これに記載してある車台番号と申請書の車台番号とを照合すること。

(4) その他必要があると認められるものについては、その補足説明を求めると。

### 3 申請書の受付

申請書を受け付けたときは、申請書に受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記載するとともに、保険証明書番号及び保険会社名を呈示された保険証明書により確認のうえ記入する。

### 4 許可証の交付

許可をしたときは、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を作成し、許可証は申請書と契印をなし申請人に交付する。

### 5 臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与

(1) 番号標を貸与する場合は次の区分によるものとする。

ア 二・三輪自動車、被けん引自動車、国土交通大臣が指定した大型特殊自動車 1枚

イ その他の自動車 2枚

(2) 2枚1組の番号標のうち1枚を貸与したときは、その返納があるまでは残余の1枚を他の自動車に貸与してはならない。

### 6 臨時運行許可台帳

許可をしたときは、申請書に許可年月日、許可番号並びに番号標番号を記載するとともに、様式1による臨時運行許可台帳（以下「許可台帳」という。）に許可番号、許可年月日、許可番号標番号、許可を受けた者の氏名又は名称、車台番号、運行の目的、有効期間を記載し、許可証又は番号標の返納があったときは、返納年月日を記載する。

なお、許可証又は番号標が亡失等により返納されない場合は、備考欄にその旨を記載する。

### 7 許可証及び番号標の返納

(1) 許可証及び番号標の返納があった場合は、申請書に返納年月日を記載し、許可証及び番号標が亡失等により返納されない場合には、督促等の記事欄にその旨を記載する。

(2) 許可を受けた者が番号標を亡失又はき損した場合は、新規に番号標を作成するために要する実費相当額を徴収する。

## 8 臨時運行許可番号標台帳

番号標を新たに保有し、又は亡失し、若しくはき損のため廃棄したときは、様式 2 による臨時運行許可番号標台帳に所要事項を記載し、常に状況を明らかにしておかなければならない。

## 9 帳票類の保存

申請書は許可番号順に、返納された許可証は返却日ごとに番号順に編てつし、3 年間保存するものとする。

## 10 許可証及び番号標の回収

有効期間満了後、5 日を経過しても返納されない許可証及び番号標があるときは、電話又は様式 3 - 1 及び様式 3 - 2 によるはがき等により督促又は催告し、あるいは最寄りの警察署の協力を求める等により速やかに回収を図るものとする。

## 11 番号標等の紛失

許可を受けた者が、交付を受けている番号標又は許可証を紛失したときは、様式 4 による紛失届を提出させるものとする。

## 12 番号標の失効

許可を受けた者が番号標を亡失又はき損し、その届出があった場合又はその者が所在不明のため番号標が回収できない場合、区長は様式 5 により当該番号標の失効公告をし、その旨を様式 6 により警察署長に通知するとともに陸運支局長に連絡するものとする。

## 13 許可の取消

詐欺その他不正の手段により許可を受け、又は不正に使用したことを発見したときは直ちに許可を取消し、その旨を許可を受けた者に通報するとともに、許可証及び番号標を回収する。

## 14 番号標の作製

亡失、き損又は需要の増加等により番号標を作製する必要があるときは、陸運支局長に連絡のうえその指示を受けて作成するものとする。

## 附則

この要綱は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。





文 書 番 号  
平成 年 月 日

様

浜松市 区

区長氏名

### 自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証の返納について（督促）

標題について、すでに有効期間が満了しておりますが、依然として返納されておられません。  
つきましては、下記許可証及び番号標を平成 年 月 日（ ）までに、必ず返納してください。

なお、期日までに返納されないときは、道路運送車両法に違反する行為として、運輸支局、警察署等へ通報させていただくこととなりますのでご承知おきください。

#### 記

許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 証 番 号	第 号
番 号 標 番 号	浜松 - 浜松
許 可 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

このお知らせの前に返納済みの場合は、行き違いとご了承ください。

#### 返納場所（事務取扱）

担当課所在地  
担当課名  
担当者名  
連絡先電話番号



文 書 番 号  
平成 年 月 日

様

浜松市 区

区長氏名

### 自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証の返納について（催告）

標題について、すでに有効期間が満了しており、書面等で督促いたしましたが、依然として返納されておられません。

つきましては、平成 年 月 日（ ）までに返納又は連絡がない場合は、道路運送車両法に違反する行為として運輸支局、警察署等へ通報させていただきます。

また、告発手続きをとることもありますので、ご承知おきください。

#### 記

許可年月日	平成 年 月 日
許可証番号	第 号
番号標番号	浜松 - 浜松
許可期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

このお知らせの前に返納済みの場合は、行き違いとご了承ください。

#### 返納場所（事務取扱）

担当課所在地  
担当課名  
担当者名  
連絡先電話番号

様式 4

## 紛失届

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市 区長

住 所

氏 名

平成 年 月 日貸与されました

自動車臨時運行許可番号標

自動車臨時運行許可証 第 号

を紛失しましたので、お届けいたします。

今後は、使用、保管について十分注意し、このような事のないようにいたします。

また、発見したときはすぐに返却いたします。

紛失した日時

紛失した場所及び状況

遺失届を提出した警察署

提出年月日 平成 年 月 日

警察署名

受理番号 号

様式 5

浜松市 区告示第 号

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第35条第4項の規定に基づき許可貸与した  
次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので、告示する。

平成 年 月 日

浜松市 区長 氏 名

記

自動車臨時運行  
許可番号標番号

浜松

-

浜松

様式 6

文 書 番 号  
平成 年 月 日

様

浜松市 区

区長氏名

自動車臨時運行許可番号標の失効について（通知）

このことについて、次のとおり失効告示しましたので通知します。

なお、本所在不明の番号標は、今後不正使用される恐れもありますので、ご注意ください  
ようお願いいたします。

記

- |   |                     |    |   |     |
|---|---------------------|----|---|-----|
| 1 | 自動車臨時運行<br>許可番号標番号  | 浜松 | - | 浜松  |
| 2 | 失効年月日               | 平成 | 年 | 月 日 |
| 3 | 失効理由                |    |   |     |
| 4 | 貸与を受けた者<br>住所<br>氏名 |    |   |     |
| 5 | 貸与年月日               | 平成 | 年 | 月 日 |
| 6 | 告示番号                | 第  |   | 号   |